

仙台市立西山中学校同窓会会則

第1章 総則

第1条（名称）本会は仙台市立西山中学校同窓会と称し、事務局を仙台市立西山中学校内に置く。

第2条（目的）本会は会員相互の連絡・親睦を図ることを目的とし、併せて母校の発展に寄与せんとするものである。

第3条（事業）本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 会員の親睦を図る事業
- (2) 母校の行事後援
- (3) その他、本会が必要と認めた事業

第4条（構成）本会は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 仙台市立西山中学校卒業生とする。
- (2) 特別会員 現職員およびこの会に賛同するものとする。

第2章 役員

第5条（任務）本会に次の役員を置き、会の運営を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計業務の責任者として、資金の出納に関する業務を行う。
- (4) 理事は、会長、副会長、会計とともに理事会を構成し、常時会務を執行する。
- (5) 常任幹事は、同期会員を代表し、同期幹事とともに同期会の運営を行なう。
- (6) 幹事は、在校時のクラスを代表し、本会の運営に参加するとともに、常任幹事の指示を受けて、会員への連絡業務を担う。
- (7) 監事は、本会の会計の監査を行う。
- (8) 名誉会長は、本会の活動について助言と援助を与え、且つ本会と母校との連絡を保つ役割を担う。
- (9) 顧問は、本会の活動について助言と援助を与え、事務局の運営を支援する。

第6条（選出方法）役員を選出方法を次のように定める。

- (1) 正副会長および会計は、役員会が正会員の中から各1名選出する。
- (2) 理事は、役員会が正会員の中から4名選出する。
- (3) 幹事は、本会入会時に各クラスから男女各1名を選出し、さらにその中から常任幹事を若干名選出する。また、会長の判断で新たに正会員の中から幹事を選出し、委嘱することができる。
- (4) 監事は役員会が正会員の中から2名選出する。
- (5) 名誉会長は、母校の現校長とする。
- (6) 顧問は母校の現職員とし、名誉会長が任命する。

第7条（任期）正副会長、会計、理事、監事の任期は5年とする。ただし、再任は妨げない。

第3章 機関

第8条（理事会）理事会は、正副会長、会計、理事で構成される本会の執行機関とする。会長が適宜これを召集し、本会の運営全般に関して協議し、会務を遂行する。

第9条（役員会）役員会は、正副会長、会計、理事、監事、常任幹事、幹事で構成される本会の議決機関とする。会長が適宜これを召集し、会務の報告、予算案および決算の承認、重要事項の決議、その他各種会務の協議を行なう。

第10条（同期幹事会）同期幹事会は、各期毎の常任幹事および幹事で構成される。常任幹事が適宜これを招集し、同期会の運営を協議、遂行する。

第11条（総会）総会は全会員によって構成される本会の最高議決機関とする。重要事項の決議において会員の意思確認が必要と判断された場合、会長がこれを招集することができる。

第4章 会計

第12条（経費）本会の経費は、入会金並びに寄付、その他本会に対する収入金をもってこれに充てる。

第13条（会費）正会員1名の入会金を300円とする。

第14条（年度）本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第5章 改正

第15条（手続）この会則の改正は、役員会において、参加者の3分の2以上の賛成によって決定するものとする。

第6章 補則

第16条 本会員で、住所、氏名、および一身上の変動があった者は、速やかに本会に通知するものとする。

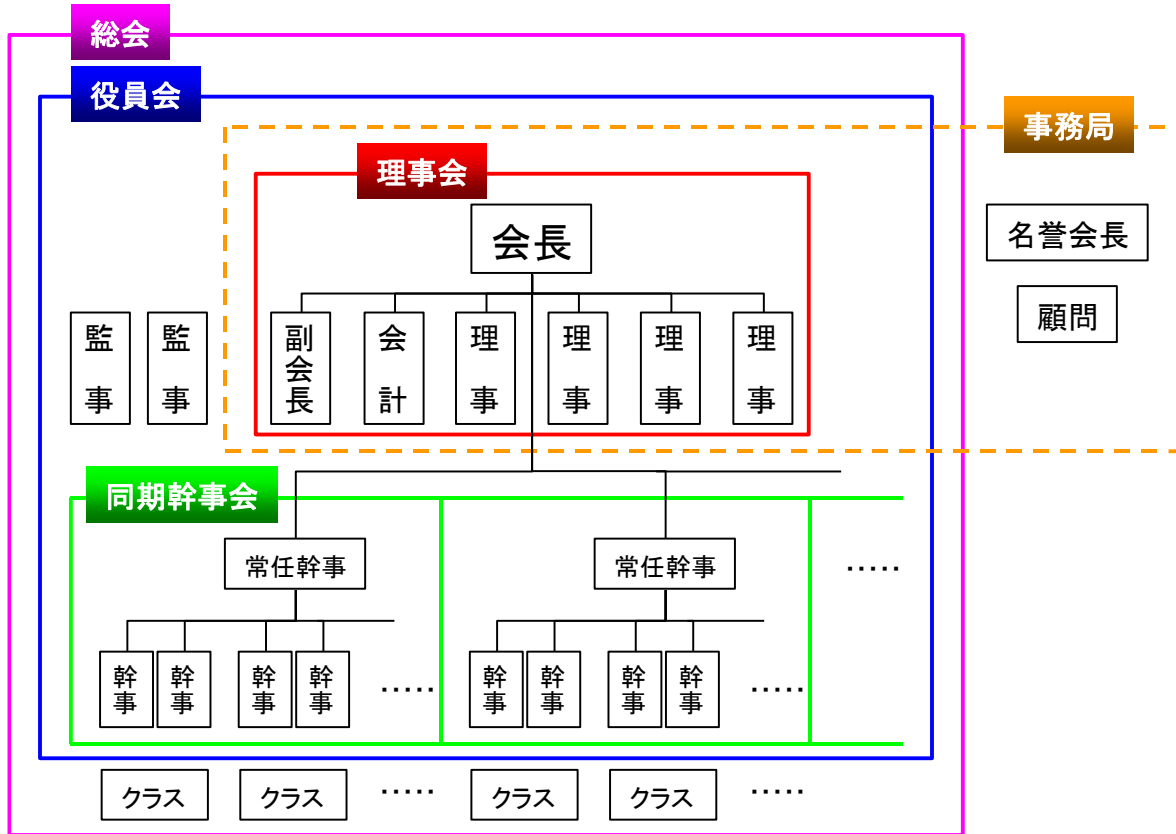
第17条 この会則について必要な規程は役員会で決める。

付則

この会則は、昭和62年3月11日より施行する。

平成23年8月27日 一部改正

西山中学校同窓会組織図



定例役員会(4月)の出席者の原則

- 1 会長、副会長、理事、会計、監事
- 2 新卒常任幹事及び幹事全員
- 3 当番回期生(幹事・一般役員は問わない)
 - ・役員会の司会、記録を行う。
 - ・ローテーション(5年)
 - ※ 2017 年度~2021 年度 3~10 回生から 1 名以上
 - 2022 年度~2026 年度 11~15 回生から 1 名以上
 - 2027 年度~2031 年度 16~20 回生から 1 名以上
- 4 その他の出席可能な者

西山中学校同窓会会計規程

第1条（目的）この規程は、本会の運営に伴う資金の出納に関する取り扱いを定め、合理的且つ適正に会計が管理されることを目的とする。

第2条（会計責任者）本会は会計を会計責任者とし、出納などの会計業務を行なう。

第3条（監事）本会の会計の監査は、監事によって行われる。

第4条（支出）本会の事業運営に必要な経費の支出は、理事会で予算案を審議し、役員会の承認を得た上で、会長の決済により決定される。ただし、予算外の経費で相当の必要性と緊急性が認められる場合、会則第2条で定める本会の目的に反しない限りにおいて、会長の決済のみで支出を決定することができる。その場合、事後に役員会の承認を得るものとする。

第5条（手続）支出に際しては、金額、内容を記載した支出票を作成し、会長の決済を求める。支出票は領収書とともに保管する。会計責任者は、会計帳簿に明細を記録する。

第6条（監査）監事は会計責任者が報告する会計年度の決算を監査し、役員会で報告する。

第7条（決算）会計責任者は、会計年度の決算を役員会で報告し、承認を得る。

第8条（書類等の管理）会計帳簿、支出票、領収書は会計責任者が管理し、事務局にて保管する。保管後10年が経過したものについては、理事会が処分の可否を判断する。

第9条（規程の改廃）本規程の改廃は会則第15条の手続きに準ずる。

付則 この規程は平成23年8月27日より施行する。